<table>
<tr><td>95</td><td colspan="5">人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業
（令和３年度まで：長寿社会づくりソフト事業（特定事業））</td></tr>
<tr><td>担当部局名</td><td>保健医療介護部</td><td>担当課室名</td><td>保健医療介護総務課</td><td>TEL</td><td>092-643-3239</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハード・ソフトの別</td><td colspan="4">（ ）ハード　（○）ソフト　（ ）両　方</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業の概要</td><td>制度内容
（目的・事業概要）</td><td colspan="4">人口減少・少子高齢化の進展に対処するための施策及び東京圏の人口集中を是正し、地方で安心して、子どもを生み育て、暮らすことができる環境を確保するための施策の実現に資するために行う事業（全てを委託する事業は対象外）
① 雇用・就業対策事業
② 健康づくり推進事業
③ 介護保険制度等充実支援事業
④ 医療対策事業
⑤ 福祉対策事業
⑥ 学習・社会参加活動促進事業
⑦ 住宅・生活環境事業
⑧ 高齢者社会研究開発のための事業
⑨ こども・若者・子育て支援事業
⑩ 地方移住・関係人口創出事業
⑪ その他
※令和４年度より「長寿社会づくりソフト事業」から「人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業」に名称変更している。</td></tr>
<tr><td>対象団体
（事業主体）</td><td colspan="4">市町村</td></tr>
<tr><td>採択要件</td><td colspan="4">国または地方公共団体の補助金を受けていない事業
※採択にあたっては(公財)地域社会振興財団が審査を行う。</td></tr>
<tr><td>補助主体</td><td colspan="4">（ ）国庫　（ ）県単独　（○）その他【(公財)地域社会振興財団】</td></tr>
<tr><td>財政支援措置</td><td colspan="4">１団体１件まで、１件３百万円まで</td></tr>
<tr><td>ヒア・申請の時期等</td><td colspan="4">実施前年度11月頃県に通知され、その後各市町村へ連絡</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度創設年度</td><td>平成 元年度</td><td>改正・見直し等の予定の有無</td><td colspan="2">（ ）有　（○）無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係省庁等</td><td colspan="4">(公財)地域社会振興財団</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の実績</td><td colspan="4">(令和３年度)
八女市

(令和４年度)
八女市（④）
福津市、芦屋町（⑥）
筑後市（⑨）

(令和５年度)
遠賀町（①）
八女市（④）
吉富町、芦屋町（⑤）
小郡市、筑後市（⑥）
福津市（⑨）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当からのコメント</td><td colspan="4">・地域医療等振興事業費交付金交付事業実施規程に基づき、毎年度、対象事業の交付方針を決定するため対象事業は変更の可能性あり。
・事業申請、実施報告等は県を経由して行うこととなっている。</td></tr>
</table>

96	福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	ワンヘルス総合推進課	TEL	092-643-3622
ハード・ソフトの別	（○）ハード　（ ）ソフト　（ ）両　方				

事業の概要	制度内容 （目的・事業概要）	（対象事業） 令和５年度より、福岡県ワンヘルス推進基本条例第９条に定めるワンヘルス実践の基本方針に従った行動及び活動や環境の実例を、施設利用者が学び、又は体験できる施設を「福岡県ワンヘルス啓発施設」として認定している。 この認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設について、施設利用者のワンヘルスの理解促進に資する設備の整備に係る経費に対して補助を行う。
	対象団体 （事業主体）	市町村
	採択要件	・補助事業を実施する施設が「福岡県ワンヘルス啓発施設」の認定を受けている、もしくは受ける見込みであること。 ・補助事業を実施する施設を活用して、住民にワンヘルスの理念の普及啓発に取り組むこと。 ・整備する設備は、新たに整備、既存設備の改修のいずれも可とするが、いずれの場合もワンヘルスに関係するものであること。
	補助主体	（ ）国庫　（○）県単独　（ ）その他【】
	財政支援措置	・補助対象経費は、福岡県ワンヘルス啓発施設の認定を受けた、あるいは認定を受けようとする施設において係る整備費のうち、利用者のワンヘルスの理解促進に資する経費 ・補助率は対象経費の２分の１以内 ・補助上限額は１２５万円
	ヒア・申請の時期等	整備を実施する年度中に申請

根拠法令・要綱等	福岡県ワンヘルス啓発施設設備整備事業費補助金交付要綱 福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金　Q&A（20230518） 福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱		
制度創設年度	令和５年度	改正・見直し等の予定の有無	（○）有　（ ）無
関係省庁等	なし		
最近の実績	令和５年度　直方市　福智山ろく花公園 令和６年度　添田町　フォレストアドベンチャー・添田 みやま市　清水山荘・森の小径		
担当からのコメント	・福岡県ワンヘルス啓発施設の認定については、「福岡県ワンヘルス啓発施設認定要綱」を参照すること。 ・「福岡県ワンヘルス啓発施設設備等整備事業費補助金　Q&A」については、随時更新を行う予定である。		

97	地域猫活動支援事業				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	生活衛生課	TEL	092-643-3281
ハード・ソフトの別	（ ）ハード　（ ）ソフト　（○）両　方				
事業の概要：制度内容（目的・事業概要）	飼い主のいない猫の過剰繁殖やトラブル防止のため、地域の合意のもとに行う不妊去勢手術や給餌場・トイレの整備など猫を適正に管理する地域猫活動に取り組む市町村に対し、次の支援を行う。 ・技術的支援（個別協議実施、啓発資材作成、サポーター派遣等） ・市町村助成（不妊去勢手術費、資材購入費、動物愛護団体を通じた導入支援事業の実施） ・福岡県動物愛護センターにおける地域猫専用の不妊去勢手術室の設置				
事業の概要：対象団体（事業主体）	市町村（北九州市、福岡市、久留米市を除く。）				
事業の概要：採択要件	・活動地域を認定すること。 ・活動予定地域での活動者の役割分担等を明記した事業計画を作成すること。 ・地域猫活動に要する保護器等の資材を準備すること。 ・飼い主のいない猫の不妊去勢手術により過剰繁殖を防止すること。 ・猫の給餌やトイレの管理を行い快適な生活環境の保持増進に努めること。				
事業の概要：補助主体	（ ）国庫　（○）県単独　（ ）その他【 】				
事業の概要：財政支援措置	【技術的支援】 ・個別協議等の実施 ・啓発資料の提供 ・サポーター派遣 ・動物愛護団体を通じた導入支援の実施 【市町村助成】 ・不妊去勢手術費、猫除け装置等の資材購入費の助成				
事業の概要：ヒア・申請の時期等	実施前年度３月にヒア、追加募集を行う年度もあり				
根拠法令・要綱等	福岡県地域猫活動支援事業補助金交付要綱				
制度創設年度	平成26年度	改正・見直し等の予定の有無	（ ）有　（○）無		
関係省庁等	環境省（住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン）				
最近の実績	実施年度：令和３年度／令和４年度／令和５年度／令和６年度 実施：11市町／13市町／18市町／16市町 手術：185匹／240匹／224匹／894匹				
担当からのコメント	・地域猫活動地域を認定し、活動に係る支援を行う市町村に対し、活動地域の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費等を助成する。 令和６年度　不妊去勢手術費　２分の１補助 資材購入費　２分の１補助（上限額１０万円）				

<table>
<tr><td>98</td><td colspan="5">とびうめネットを活用した救急医療DX推進事業</td></tr>
<tr><td>担当部局名</td><td>保健医療介護部</td><td>担当課室名</td><td>医療指導課</td><td>TEL</td><td>092-643-3396</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハード・ソフトの別</td><td colspan="4">(○) ハード　( ) ソフト　( ) 両　方</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業の概要</td><td>制度内容
(目的･事業概要)</td><td colspan="4">(事業の目的)
福岡県医師会診療情報ネットワーク「とびうめネット」を活用し、市町村が保有する国保レセプトデータや後期高齢者医療の健診情報等（以下「データ等」という。）を救急搬送時に医療機関や救急隊等の救急医療関係者間で共有する体制を構築することで、迅速かつ適切な医療の提供を実現する。
(事業の概要)
以下の事業に対し、補助金を交付するもの。
・市町村が保有するデータ等を公益社団法人福岡県医師会へ提供する事業
・住民のデータ等の提供に係る同意を得る事業</td></tr>
<tr><td>対象団体
(事業主体)</td><td colspan="4">市町村</td></tr>
<tr><td>採択要件</td><td colspan="4">本事業の取組みのため、県と連携・協力協定を締結すること。</td></tr>
<tr><td>補助主体</td><td colspan="4">(○) 国庫　( ) 県単独　( ) その他【】</td></tr>
<tr><td>財政支援措置</td><td colspan="4">・対象経費は、事業開始に必要な初期費用（専用端末購入費や専用回線工事敷設費、登録申込書作成費）
・補助率は、対象経費の10分の10
・補助額は、１市町村当たり100万円を上限とする。</td></tr>
<tr><td>ヒア･申請の時期等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">とびうめネットを活用した救急医療DX推進事業費補助金要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度創設年度</td><td>令和６年度</td><td>改正･見直し等の予定の有無</td><td colspan="2">( ) 有　(○) 無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係省庁等</td><td colspan="4">公益社団法人福岡県医師会</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の実績</td><td colspan="4">(協定を締結した自治体)
・大牟田市（令和５年１月）
・大川市（令和６年２月）
・北九州市（令和６年４月）
・みやま市（令和６年４月）
・行橋市（令和６年７月）
・苅田町（令和６年７月）
・みやこ町（令和６年７月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当からのコメント</td><td colspan="4">・単年度要綱に基づくものであり、期間の延長等の変更可能性あり</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>99</td><td colspan="5">へき地医療施設等運営費補助事業</td></tr>
<tr><td>担当部局名</td><td>保健医療介護部</td><td>担当課室名</td><td>医療指導課医師・看護職員確保対策室</td><td>TEL</td><td>092-643-3330</td></tr>
<tr><td>ハード・ソフトの別</td><td colspan="5">(　)ハード　　(○)ソフト　　(　)両　方</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業の概要</td><td>制度内容
(目的・事業概要)</td><td colspan="4">市町村等が運営するへき地診療所、巡回診療車及び患者輸送車の運営費に対して補助することにより、へき地における住民の医療を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>対象団体
(事業主体)</td><td colspan="4">へき地診療所等を運営する市町村、公的医療機関等</td></tr>
<tr><td>採択要件</td><td colspan="4">・へき地診療所運営事業
国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所の運営事業
・へき地巡回診療車運営事業
無医地区等に対する巡回診療を行う巡回診療車の運行事業
・へき地患者輸送車運行事業
へき地の患者を最寄の医療機関まで輸送する患者輸送車の運行事業</td></tr>
<tr><td>補助主体</td><td colspan="4">(○)国庫　(　)県単独　(　)その他【　】</td></tr>
<tr><td>財政支援措置</td><td colspan="4">・へき地診療所運営事業
1)補助率・・・2/3
2)対象経費・・事務費、研究費、医療費、伝送装置経費
・へき地巡回診療車運営事業
1)補助率・・・1/2
2)対象経費・・人件費、需用費、委託料等
・へき地患者輸送車運行事業
1)補助率・・・1/2
2)対象経費・・人件費、需用費、委託料等</td></tr>
<tr><td>ヒア・申請の時期等</td><td colspan="4">交付申請9月</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱、へき地保健医療対策等実施要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度創設年度</td><td>昭和60年度</td><td colspan="2">改正・見直し等の予定の有無</td><td>(　)有　(○)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係省庁等</td><td colspan="4">厚生労働省</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の実績</td><td colspan="4">補助事業者　北九州市(藍島診療所)、福岡市(玄界診療所)、新宮町(相島診療所)、みやこ町(やまびこ診療所)、東峰村(村立診療所、村立鼓診療所)、八女市(矢部診療所)、社会医療法人天神会(辺春診療所)

・令和4年度実績　補助金交付計・・・88,736千円
・令和5年度実績　補助金交付計・・・92,214千円
・令和6年度実績　補助金交付計・・・84,559千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当からのコメント</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>100</td><td colspan="5">へき地医療施設等施設整備費補助事業</td></tr>
<tr><td>担当部局名</td><td>保健医療介護部</td><td>担当課室名</td><td>医療指導課医師･看護職員確保対策室</td><td>TEL</td><td>092-643-3330</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハード・ソフトの別</td><td colspan="4">(○)ハード　( )ソフト　( )両　方</td></tr>
<tr><td rowspan="7">事業の概要</td><td>制度内容
(目的･事業概要)</td><td colspan="4">市町村等が行うへき地診療所の施設整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>対象団体
(事業主体)</td><td colspan="4">へき地診療所等を市町村、公的医療機関等</td></tr>
<tr><td>採択要件</td><td colspan="4">・市町村等がへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増築、改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に係る施設整備事業
・都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院に係る施設整備事業</td></tr>
<tr><td>補助主体</td><td colspan="4">(○)国庫　( )県単独　( )その他【　】</td></tr>
<tr><td>財政支援措置</td><td colspan="4">・へき地診療所施設整備事業
1)補助率･･･1/2
2)対象経費･･療所、医師住宅、看護師住宅の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費※ ただし、既存のへき地診療所における改修は補助の対象外。
・へき地医療拠点病院施設整備事業
1)補助率･･･1/2
2)対象経費･･検査・放射線・手術部門、病棟、医師住宅の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費
・非常用自家発電設備及び給水設備整備事業
1)補助率･･･0.33
2)対象経費･･非常用自家発電、受水槽、給水設備の整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費。非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費。</td></tr>
<tr><td>ヒア･申請の時期等</td><td colspan="4">事業計画調査前年度10月　交付申請5月</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">医療施設等施設整備費補助金交付要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度創設年度</td><td>昭和54年度</td><td>改正･見直し等の予定の有無</td><td colspan="2">( )有　(○)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係省庁等</td><td colspan="4">厚生労働省</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の実績</td><td colspan="4">･令和4年度実績　実績なし
･令和5年度実績　実績なし
･令和6年度実績　実績なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当からのコメント</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>101</td><td colspan="5">へき地医療設備整備費補助事業</td></tr>
<tr><td>担当部局名</td><td>保健医療介護部</td><td>担当課室名</td><td>医療指導課医師・看護職員確保対策室</td><td>TEL</td><td>092-643-3330</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハード・ソフトの別</td><td colspan="4">(○)ハード　( )ソフト　( )両　方</td></tr>
<tr><td rowspan="7">事業の概要</td><td>制度内容
(目的・事業概要)</td><td colspan="4">市町村等が行うへき地診療所の医療機器、巡回診療車及び患者輸送用マイクロバス等の整備事業に対して補助することにより、無医地区等における住民の医療を確保するもの。</td></tr>
<tr><td>対象団体
(事業主体)</td><td colspan="4">へき地診療所等を運営する市町村、無医地区が所在する市町村、公的医療機関等</td></tr>
<tr><td>採択要件</td><td colspan="4">①へき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む。)設備整備事業
②へき地患者輸送車整備事業
③へき地巡回診療車整備事業
④へき地・離島診療支援システム設備整備事業</td></tr>
<tr><td>補助主体</td><td colspan="4">(○)国庫　( )県単独　( )その他【　】</td></tr>
<tr><td>財政支援措置</td><td colspan="4">・補助率　1/2
・対象経費　①へき地診療所として必要な医療機器購入費
②患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費
③巡回診療用自動車及び積載する医療機械器具購入費
④へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費</td></tr>
<tr><td>ヒア・申請の時期等</td><td colspan="4">事業計画調査前年度10月　交付申請~~6~~7月</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">医療施設等設備整備費補助金交付要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度創設年度</td><td>昭和54年度</td><td>改正・見直し等の予定の有無</td><td colspan="2">( )有　(○)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係省庁等</td><td colspan="4">厚生労働省</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の実績</td><td colspan="4">・令和4年度　八女市　補助金交付・・・・1,980千円
新宮町　補助金交付・・・・660千円
宗像市　補助金交付・・・・2,948千円
補助金交付計・・・5,588千円

・令和5年度　新宮町　補助金交付・・・・2,200千円
補助金交付計・・・2,200千円

・令和6年度　宗像市　補助金交付・・・・1,402千円
新宮町　補助金交付・・・・3,534千円
補助金交付計・・・4,936千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当からのコメント</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

102	老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）				
担当部局名	保健医療介護部	担当課室名	高齢者地域包括ケア推進課	TEL	092-643-3248
ハード・ソフトの別	（ ）ハード　（○）ソフト　（ ）両 方				

事業の概要	制度内容（目的・事業概要）	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業に対して補助を行い、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の基盤の安定化に資することを目的とする。
	対象団体（事業主体）	県、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む）、厚生労働大臣が特に必要と認めた法人等
	採択要件	高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等
	補助主体	（○）国庫　（ ）県単独　（ ）その他（　　　　）
	財政支援措置	・国庫　10/10 ・対象事業　・介護保険制度の推進、定着のための支援事業 ・高齢者の自立支援及び元気高齢者づくりのための調査研究等事業 ・その他高齢者の保健福祉の推進のための特別事業 ・実施期間　単年度
	ヒア・申請の時期等	県、国ヒアリング（3～4月）、内示（6月）
根拠法令・要綱等		老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）交付要綱

制度創設年度	平成２年度	改正・見直し等の予定の有無	（ ）有　（○）無
関係省庁等	厚生労働省		
最近の実績	令和２年度採択状況 市町村　０件 令和３年度採択状況 市町村　０件 令和４年度採択状況 市町村　０件 令和５年度採択状況 市町村　０件 令和６年度採択状況 市町村　０件		
担当からのコメント			

103	浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)				
担当部局名	環境部	担当課室名	廃棄物対策課	TEL	092-643-3398
ハード・ソフトの別	(○)ハード　( )ソフト　( )両　方				

事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	【目的】 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽を市町村が設置主体となって整備促進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。 【事業概要】 地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業。
	対象団体 (事業主体)	市町村
	採択要件	・事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であるか、若しくは浄化槽を全戸に戸別に設置するよりもその地域の一部について共同浄化槽を設置して戸別の浄化槽又は変則浄化槽と共同浄化槽を組み合わせて整備する方が経済的・効率的な場合は浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽を整備する事業であること。 ・本事業に整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽については、設置完了後1年以内に接続し、使用を開始すること。 ・設置後の浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。 ・市町村は、浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の管きょの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、その解消に努めること。 ・市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽若しくは共同浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。 ＊国と県では補助対象範囲が一部異なる。
	補助主体	(○)国庫　(○)県単独　( )その他【　】
	財政支援措置	国　基準額の1/3を限度 (環境配慮防災まちづくり浄化槽整備事業は1/2を限度) (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費)基準額の1/3を限度 (単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費)基準額の1/3を限度 県　基準額の7.5%限度
	ヒア・申請の時期等	随時

根拠法令・要綱等	循環型社会形成推進交付金交付要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、福岡県浄化槽整備事業補助金交付要綱		
制度創設年度	平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	( )有　(○)無
関係省庁等	環境省、福岡県		
最近の実績	(国庫のみ) 年度　実施市町村　浄化槽設置基数　交付金額 令和4年度　5市町　168基　71,251千円 令和5年度　5市町　175基　64,344千円 令和6年度　6市町　163基　64,473千円		
担当からのコメント	詳細は施設第一係までお問い合わせください。		

<table>
<tr><td>104</td><td colspan="5">浄化槽設置整備事業(個人設置型)</td></tr>
<tr><td>担当部局名</td><td>環境部</td><td>担当課室名</td><td>廃棄物対策課</td><td>TEL</td><td>092-643-3398</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハード・ソフトの別</td><td colspan="4">(○)ハード　( )ソフト　( )両　方</td></tr>
<tr><td rowspan="6">事業の概要</td><td>制度内容
(目的・事業概要)</td><td colspan="4">【目的】
市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
【事業概要】
市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対し、設置又は改築に要する費用を助成するのに必要な費用を助成する事業。平成29年度から単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費を補助。</td></tr>
<tr><td>対象団体
(事業主体)</td><td colspan="4">市町村</td></tr>
<tr><td>採択要件</td><td colspan="4">・市町村が雑排水処理を促進する必要がある地域において実施すること。
・法定検査の実施の確保に努めること。
・浄化槽の設置完了後1年以内に使用を開始すること。
・市町村は浄化槽の接続状況を把握し、未接続の浄化槽がある場合には、その解消に努めること。
＊国と県では補助対象範囲が一部異なる。</td></tr>
<tr><td>補助主体</td><td colspan="4">(○)国庫　(○)県単独　( )その他【　】</td></tr>
<tr><td>財政支援措置</td><td colspan="4">国　基準額の1/3を限度
(環境配慮防災まちづくり浄化槽整備事業は1/2を限度)
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費)基準額の1/3を限度
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費)基準額の1/3を限度
県　(本体・工事費設置費)基準額の1/3を限度
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費(国庫を活用しない場合))基準額の1/2を限度
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の撤去費(国庫を活用する場合))基準額の1/3を限度
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費(国庫を活用しない場合))基準額の1/2を限度
(単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の配管費(国庫を活用する場合))基準額の1/3を限度
＊ただし、撤去費及び配管費については、合併処理浄化槽への転換に伴うものについて対象</td></tr>
<tr><td>ヒア・申請の時期等</td><td colspan="4">随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令・要綱等</td><td colspan="4">循環型社会形成推進交付金交付要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱、福岡県浄化槽整備事業補助金交付要綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">制度創設年度</td><td>昭和62年度</td><td colspan="2">改正・見直し等の予定の有無</td><td>( )有　(○)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">関係省庁等</td><td colspan="4">環境省、福岡県</td></tr>
<tr><td colspan="2">最近の実績</td><td colspan="4">(国庫のみ)
年度 ｜ 実施市町村 ｜ 浄化槽設置基数 ｜ 交付金額
令和4年度 ｜ 47市町村 ｜ 2,138基 ｜ 287,256千円
令和5年度 ｜ 44市町村 ｜ 1,974基 ｜ 349,025千円
令和6年度 ｜ 41市町村 ｜ 1,872基 ｜ 295,296千円</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当からのコメント</td><td colspan="4">市町村が個人に対して浄化槽の設置に要する費用を助成した場合に、市町村に対して国や県が助成するものであり、直接個人に対する助成ではありません。
詳細は施設第一係までお問い合わせ下さい。</td></tr>
</table>